



元気に遊び、こころもからだも

イキイキと輝く糸満っ子



令和7年3月

糸満市

少子化や地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行などにより、こどもや子育ての環境が大きく変化する中、国は2023（令和5）年4月に、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進し、社会全体でこどもの成長を後押しするため「こども家庭庁」を創設しました。

本市では、『地域みんながつながり、「夢と希望」に向かって輝ける子どもを紡ぎ育てる史都糸満』を基本理念とし、2020（令和2）年3月に「第2期糸満市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援を推進してきました。第2期計画期間が2024（令和6）年度で満了を迎えることから、国の動向や本市の実情を踏まえた新たな「第3期糸満市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

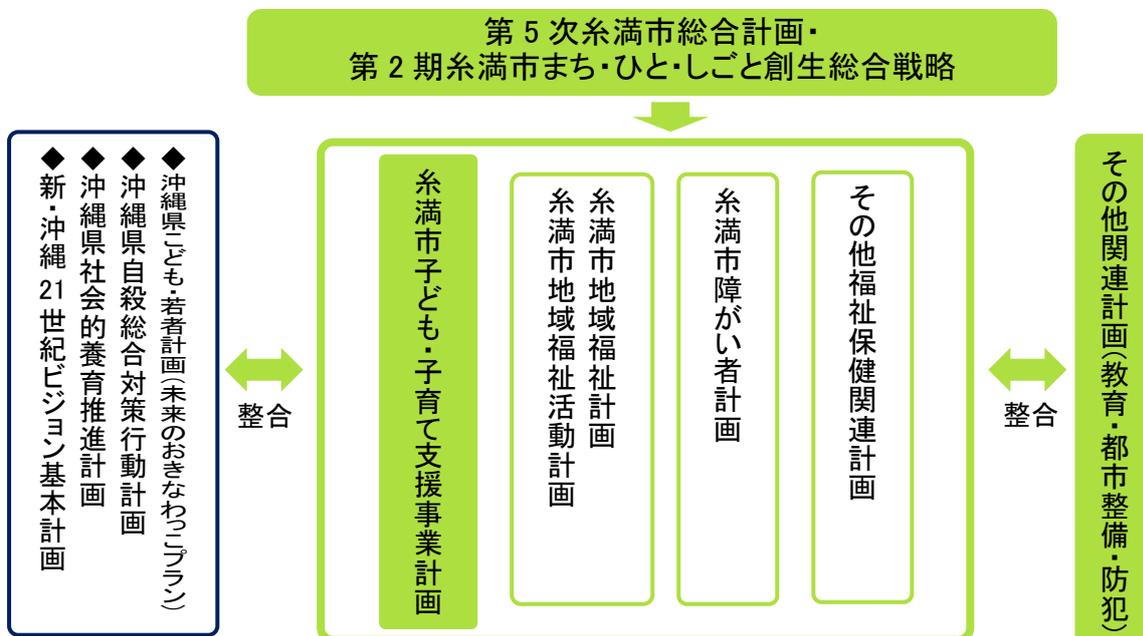
計画の位置づけ・計画期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができることから、以下の子育て関連計画を一元的に策定するものとします。



また、本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第5次糸満市総合計画・第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「第3次糸満市地域福祉計画・第5次糸満市地域福祉活動計画」の子ども・子育てに関する分野別計画であり、その他関連計画及び沖縄県の関連計画と整合性を図りながら策定したものです。

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5か年間とし、利用状況や利用希望の必要に応じて、中間年度（令和9年度）に中間見直しを行う等弾力的な対応を図ります。



本計画で確保すべき教育・保育及び子育て支援の「量の見込み」を算出するため、教育・保育・子育て支援に関する「現在の状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的として、ニーズ調査を実施しました。

また、子どもや家庭への支援に関わっている関係団体に対し、困難を抱える子どもや家庭のケースについてヒアリングシートによる調査を実施しました。

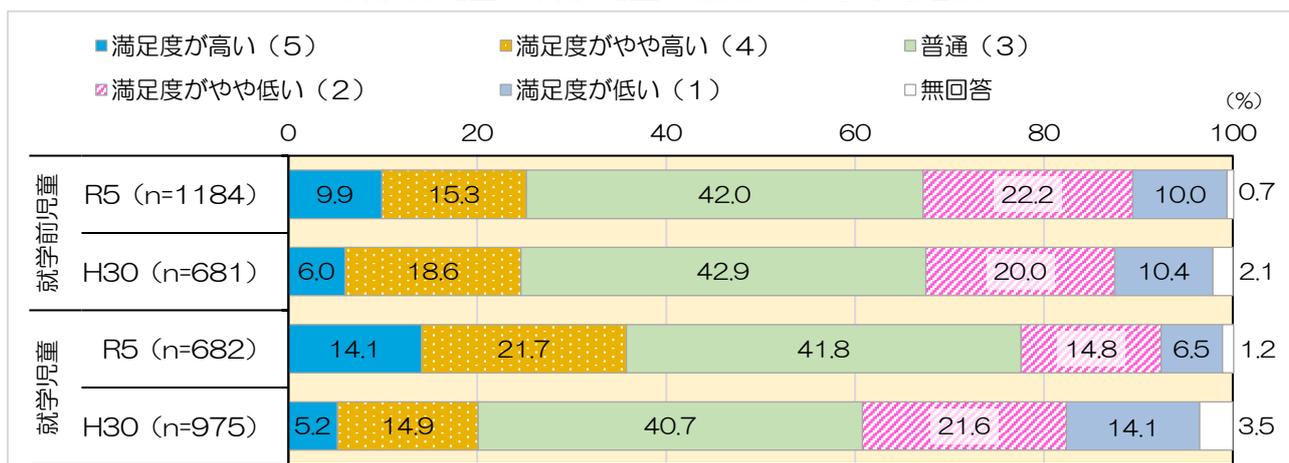
ニーズ調査

調査対象	抽出条件	調査方法	配布数	有効回収数
就学前児童 (0～5歳)保護者	入所児童：0-5歳条件付抽出 未入所児童：入所のきょうだい児がいる世帯を除く児童	施設／郵送配付、施設郵送・WEB回収	2,500	1,184 (47.4%)
就学児童 (1～6年生)保護者	各学校、各学年1組、2組	学校配付、郵送・WEB回収	2,700	682 (25.3%)
教育保育施設	全施設	施設配付、郵送・WEB回収	62	40 (64.5%)
教育保育従事者	全施設の全保育士	施設配布・施設掲示、WEB回収	—	165 —
こども・若者(小5)	各小学校、5年生全員	学校配付、WEB回収	660	197 (29.8%)
こども・若者(中2)	各中学校、2年生全員		650	60 (9.2%)
保護者(中2)	各中学校、2年生と併せて配布	学校配付、郵送・WEB回収	650	110 (16.9%)
調査期間	令和5年12月12日～12月28日			

関係団体調査

ヒアリング団体属性	団体名
子育て支援センター・子育て広場	子育て広場ほかほか／子育て広場まかべ
ファミリー・サポート・センター	糸満市ファミリー・サポート・センター
こども食堂運営者	子どもカフェ@よつば
子どもの居場所運営者	拠点型子供の居場所いっぽ／ふらっとこうえん前／自立支援室希望(のぞみ)
児童センター職員	がじゅまる児童センター／西崎太陽児童センター
外国人子育て支援に係る皆様	子育て応援隊いっぽ／ふらっとこうえん前
支援員(引きこもり・不登校)	こども未来課子供支援サポーター
調査時期	令和5年7月18日～7月26日

就学前児童・就学児童保護者の子育て満足度



「子ども・子育て支援法」における基本理念は、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」と定めており、基本指針として「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとしています。

本計画は、国の定めた基本指針を踏まえつつ、これまでの子育て支援の指針であった「糸満市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承します。

基本理念

**地域みんながつながり、「夢と希望」に向かって
輝ける子どもを紡ぎ育てる史都 糸満**

本市では、こどもが健全に成長するために、家庭、保育者、地域が手を取り合い、優しいまなざしを向け、以下に掲げる理想の姿を目指し、次代を担うこどもを育てていきます。

めざすこども像

元気に遊び、こころもからだもイキイキと輝く糸満っ子

施策の方向性

本計画の個別施策の実施にあたっては、ライフステージに応じた施策体系のもと、各種取り組みを推進していきます。

施策の方向性1 ライフステージを通じたこども施策の推進

子育ては、こどもの誕生前から始まり、大人になるまで続くという認識のもと、すべてのこどもを望む人が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援の充実を図ります。

また、次代を担うこども・若者が健やかに成長し、家庭環境や抱える困難によって将来の選択肢を狭めることなく、自ら選択をしてチャレンジできるよう、関係機関や地域と連携して一体となって支援を進めます。

施策の方向性2 ライフステージ別のこども施策の推進

子育ての当事者の視点を尊重し、結婚、妊娠・出産、子育て、教育といったそれぞれのライフステージや環境に応じた様々な支援を行います。

また、こども・若者が、乳幼児期から学童期、思春期、青年期にかけて自発的に学び、考えることのできる環境の整備とともに、悩みや問題を抱えるこども・若者に寄り添い、安心して相談や支援を求められることができる体制の整備を進めます。

施策の方向性3 子育て当事者への支援施策の推進

子育て当事者が、こどもを産み育てることを経済的理由等で諦めることなく、仕事と育児を両立し、地域でサポートを受けながら、安定した生活を送れるよう経済的支援や子育て支援等の充実を図ります。

基本理念・目指すこども像の実現にむけた具体的施策

施策の方向性1 ライフステージを通じたこども施策の推進

(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等

こどもが権利の主体であるという認識を社会全体で共有し、こども・若者や子育て当事者の意見を施策に反映させるとともに、こどもたちが健やかに幸せに成長できる「こどもまんなか社会」の実現に向けた機運の醸成を図ります。

(2) 多様な体験、活躍できる機会づくり

こどもたちが健やかに成長するために、生活習慣の形成・定着を図ります。また、将来の可能性を広げるために、こどもの体験活動の取組みを継続して実施します。さらに、こどもや子育て家庭が安心して過ごせるよう安心・安全なまちづくりを目指します。

(3) こどもへの切れ目のない保健・医療の提供

こどもへの安定した医療提供ができるよう小児救急の適正受診の推進をはじめ、糸満市のすべての親と子が健やかに心豊かに生活できるよう環境づくり、保健指導、食育推進などに取り組みます。

(4) こどもの貧困対策

こどもの貧困を把握し、経済的支援やこどもの居場所づくり、学習支援を実施します。また、糸満市子どもの未来応援基金を活用した取組みなど、こどもが自らの未来に夢と希望を抱けるよう支援するとともに、社会全体でその健全な育成を支える活動を推進します。

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

発達に気になるこどもや障がいのあるこども、その保護者への支援を充実させ、早期支援、発達相談、情報提供等を強化するとともに、居場所の提供や保護者同士の交流の場の確保に努めます。また、認定こども園や放課後児童クラブの受け入れ促進、保育環境の充実、適切な進学支援をはじめ、学校や地域、家庭、行政の連携による特別支援教育体制の整備等により、支援を要するこどもの自立や社会参加を図ります。

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待の未然防止や早期発見のため、育児に困りや不安がある家庭への家事・育児支援や情報提供、相談支援を実施します。要保護児童や要支援児童への適切な対応と早期発見、特定妊産婦やヤングケアラーへの支援に取り組みます。

(7) こどもの自殺対策、犯罪などからこどもを守る取組み

こどもを自殺や犯罪から守るため、情報教育の充実やこども自ら SOS を出せるような教育に取り組むとともに、相談体制について関係機関と連携していきます。地域での見守り活動、「地域安全マップ」作成、「子ども110番の家」の周知、日本版 DBS 制度の導入など、こどもが安全で安心して過ごせる環境づくりに取り組みます。

施策の方向性2 ライフステージ別のこども施策の推進

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

①妊娠期から出産、幼児期までの切れ目ない支援

こども家庭センターを中心に包括的な相談・支援体制を構築し、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに寄り添った支援を実施します。妊産婦健診や産後ケア、乳幼児健診などを通し、健康管理だけでなく育児に不安のある家庭も支援します。

②幼児期のこどもの成長の保障と遊びの充実

こども誰でも通園制度の導入や待機児童解消に取り組みます。また、就学前教育・保育カリキュラム作成や職員研修、アレルギー対応、施設運営、認可外保育施設への支援などを実施し、幼児期のこどもの育ちを支える環境を整えます。

(2) 学童期・思春期

①こどもの教育環境づくりの推進

こどもの安全教育や学力向上、地場産物を活用した給食や食育への取組み、登校支援に取り組みます。また、「地域とともにある学校」を推進し、こども達が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

②こどもの居場所づくりの推進

放課後や長期休業時のこどもの居場所づくりを実施します。また、放課後児童クラブの待機児童解消を図り、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携による学校の余裕教室を活用した連携型・校内交流型の実施に努めます。

③困難な状況に応じた支援

いじめ防止や不登校・ヤングケアラー、若年妊産婦等について、必要な支援に繋がるよう体制を強化し、拠点型こどもの居場所を継続実施します。学校での教育相談体制を充実させ、こどものより良い発達を目指すとともに、社会的資質や行動力を高めていくよう支援します。

施策の方向性3 子育て当事者への支援施策の推進

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

多子世帯への市営住宅での優先入居や入所施設の配慮、一時預かり利用料の無償化などを実施します。また、進学意欲と能力を有する学生に対し、奨学金の給付・貸与事業を実施します。

(2) 地域子育て支援の推進

子育て親子の交流の場や相談窓口を設け、孤独感や不安感解消へ取り組むとともに、子育てに関する情報がいつでも情報が得られるよう努めます。また、ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」の確保に努め、多様なニーズへの対応を図ります。

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

市民や事業所に対してワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・広報を実施します。男性の育児参加、育児休業取得の推進や「糸満でじたる女子プロジェクト」等の女性の多様な働き方の実現を促進します。

(4) ひとり親家庭への支援

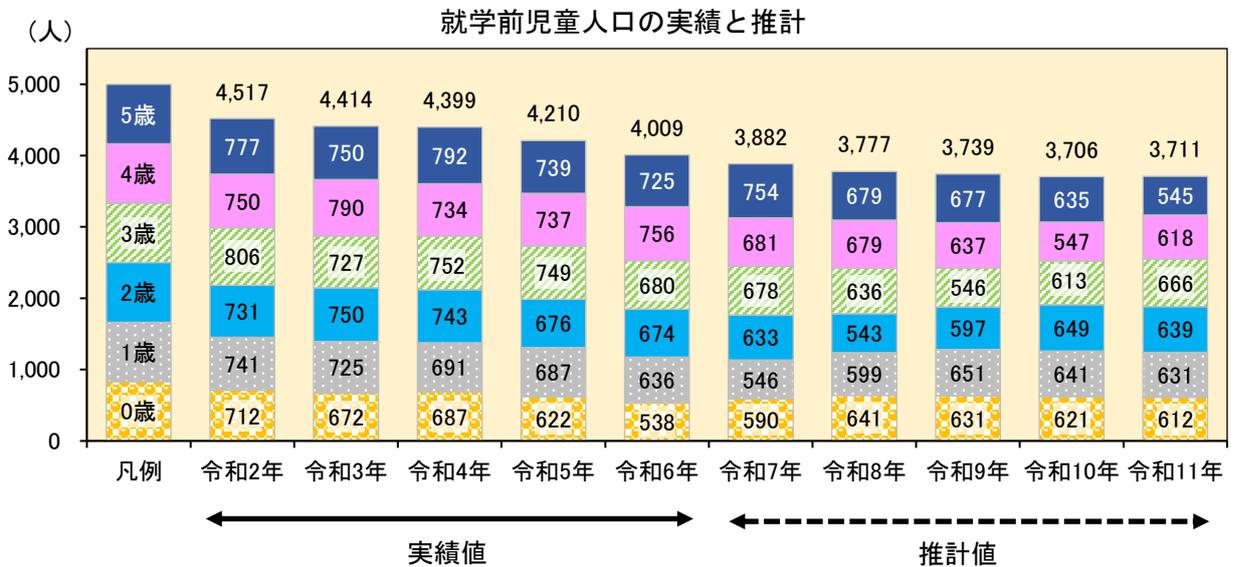
住宅支援や生活・就労支援、日常生活支援事業等のほか、医療費の一部助成や認可外保育施設利用料の免除等の経済的な負担軽減への支援を行います。

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間に、基本理念・めざすことも像の達成度を評価するため、令和5年度に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、下記のとおり成果指標と、令和11年度までに達成すべき目標値を設定します。

指標項目	現状値 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	参考値
「今、自分が幸せだ」 と思うこどもの割合（幸福感）	(小5) 91.37%	93%	R6 県現状値 (小) 92.2%
「今の自分が好きだ」 と思うこどもの割合（自己肯定感）	(小5) 66.50%	80%	R6 県現状値 (小) 69.8%
「自分は役に立つと感じる」 と思うこどもの割合（自己有用感）	(小5) 59.90%	80%	-
「自分には話せる人がいる」 というこどもの割合	(小5) 63.33%	80%	R6 県現状値 (小) 64.1%
思ったことや意見を市役所に伝えたいこどもの割合	(小5) 19.80%	70%	-
「自分の将来について明るい希望を持っている」 と思うこどもの割合	(小5) 73.33%	80%	R6 県現状値 (小) 78.8%
子育てに関する相談先の有無	95.20% (就学前児童保護者) 88.86% (就学児童保護者)	現状維持 (就学前児童保護) 95%以上 (就学児童保護者)	R5 県現状値 87.9%
「子育てを楽しんでいると感じることが多い」と思う保護者の割合	95.10% (就学前児童保護者) 94.43% (就学児童保護者)	現状維持 (就学前児童保護者) 現状維持 (就学児童保護者)	-
住んでいる地域の子育て環境や支援への満足度	67.15% (就学前児童保護者) 77.57% (就学児童保護者)	73% (就学前児童保護者) 83% (就学児童保護者)	-

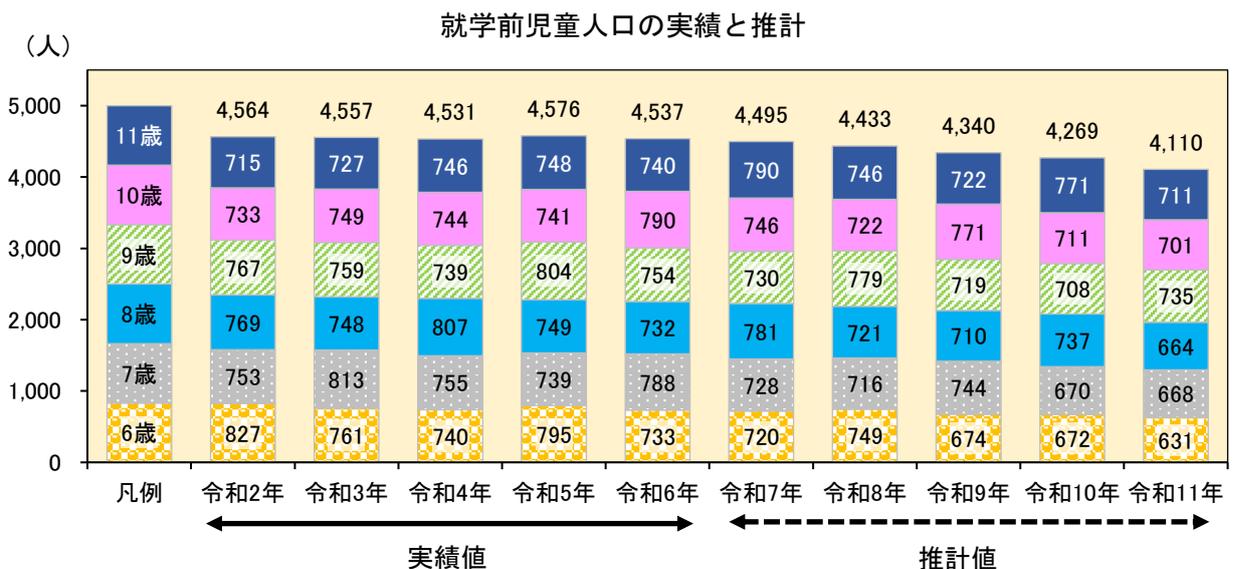
就学前児童人口（0-5歳）

糸満市の就学前児童人口は、令和2年から令和6年まで減少傾向にあり、令和6年には4,009人となっています。今後の就学前児童の人口は、出生数の減少とともに、減少傾向で推移することが予想され、計画期間最終年の令和11年には3,711人になると推計されます。



就学児童人口（6-11歳）

糸満市の就学児童人口は、令和2年から令和6年まで横ばいで推移しており、令和6年の就学児童人口は4,537人となっています。今後の就学児童の人口は、減少傾向で推移することが予想され、計画期間最終年の令和11年には4,110人になると推計されます。



資料：令和2～6年人口：糸満市住民基本台帳（4月1日現在）

令和7年～11年度人口：人口推計にあたっては、各年齢別変化率、出生については、15歳～49歳女性人口、15歳～49歳母親の年齢階級別出生率を基に推計を行った。

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」および「確保方策」を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

本市の人口規模や地域資源等を勘案すると、中学校区域を1つのサービス提供区域とすることが利用者及び運営（行政等）側にとって安定的な教育・保育環境の確保につながると考えられるため、本市においては教育・保育提供区域を5区域（中学校区域）と設定します。

教育・保育の提供体制の確保 およびその実施時期

本市は、こどもの年齢や保護者の就労状況に応じて利用する「教育・保育施設および地域型保育事業」による確保の内容および実施時期（確保方策）を設定します。

教育・保育の提供体制

市全域

1号認定（教育二歳）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【人】	330	311	290	280	286
確保方策（利用定員数）【人】	347	347	309	309	309
2号認定（保育二歳）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【人】	1,700	1,603	1,495	1,444	1,470
確保方策（利用定員数）【人】	1,789	1,687	1,574	1,574	1,574
3号認定（0歳児）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【人】	201	218	214	211	209
確保方策（利用定員数）【人】	308	308	308	308	308
3号認定（1歳児）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【人】	424	464	505	497	490
確保方策（利用定員数）【人】	505	505	505	505	505
3号認定（2歳児）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【人】	529	451	498	542	533
確保方策（利用定員数）【人】	559	559	559	559	559

保育の必要性の認定区分

【1号認定】3-5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）

【2号認定】3-5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

【3号認定】0-2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

地域子ども・子育て支援事業について、現在の利用状況及び利用希望を踏まえ、確保の内容および実施時期（確保方策）を設定します。

地域子ども・子育て支援事業の提供体制

①利用者支援事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【箇所】	2	2	2	2	2
確保方策【箇所】	2	2	2	2	2

②妊婦等包括相談支援事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【回】	1,770	1,923	1,893	1,863	1,836
確保方策【回】	1,770	1,923	1,893	1,863	1,836

③地域子育て支援拠点事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【延べ人数】	30,651	30,902	32,566	33,120	32,618
確保方策【延べ人数】	30,651	30,902	32,566	33,120	32,618

④妊婦健康診査事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【延べ回数】	7,074	7,692	7,572	7,452	7,344
確保方策【延べ回数】	7,074	7,692	7,572	7,452	7,344

⑤乳児家庭全戸訪問事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【人】	590	641	631	621	612
確保方策【人】	590	641	631	621	612

⑥産後ケア事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【延べ人数】	885	960	945	930	918
確保方策【延べ人数】	885	960	945	930	918

⑦養育支援訪問事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【人】	16	16	16	16	16
確保方策【人】	16	16	16	16	16

新規3事業

⑧子育て世帯訪問支援事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【延べ人数】	100	100	100	100	100
確保方策【延べ人数】	100	100	100	100	100

⑨児童育成支援拠点事業

本事業は、新たに創設した事業であることから、今後事業実績値を把握したうえで、量の見込みを設定していくものとします。

⑩親子関係形成支援事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【人】	15	15	20	20	20
確保方策【人】	15	15	20	20	20

地域子ども・子育て支援事業の提供体制

⑪子育て短期支援事業 (ショートステイ)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【延べ人数】	18	18	18	18	18
確保方策【延べ人数】	18	18	18	18	18

⑫子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【延べ人数】	就学児 600 未就学児 900				
確保方策【延べ人数】	就学児 600 未就学児 900				

⑬一時預かり事業		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	在園児対応型【延べ人数】	16,761	15,817	14,754	14,239	14,508
	在園児対応型以外【延べ人数】	1,420	1,384	1,374	1,364	1,364
確保方策	在園児対応型【延べ人数】	16,761	15,817	14,754	14,239	14,508
	在園児対応型以外【延べ人数】	1,420	1,384	1,374	1,364	1,364

⑭乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	R7年度		R8年度		R9年度		R10年度		R11年度	
	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年
量の見込み【人】	16	192	17	204	18	156	19	228	19	228
確保方策【人】	16	192	17	204	18	156	19	228	19	228

⑮時間外保育事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【人】	1,033	1,005	995	986	987
確保方策【人】	1,033	1,005	995	986	987

⑯病児・病後児保育事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【延べ人数】	350	350	350	350	350
確保方策【延べ人数】	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560

⑰放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	962	959	950	944	908
低学年【人】	892	885	873	863	824
高学年【人】	70	74	77	81	84
定員数【人】	926	966	966	966	966

⑱実費徴収に係る補足給付を行なう事業
必要に応じた実施に努めます。

⑲多様な事業者の参入促進・能力 活用事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み【箇所】	6	6	6	6	6
確保方策【箇所】	6	6	6	6	6



お問い合わせ

糸満市 こども未来部 こども未来課
〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
TEL 098-840-8191